

令和7年度 学童クラブ利用児童募集のご案内

学童クラブとは

学童クラブとは、放課後帰宅しても保護者の就労等の理由により、家庭で適切な保護育成を受けられない児童を、危険のないよう保護し、生活指導などを行う事業です。

学童クラブでは、遊びや活動を通して自主性・社会性などを養うとともに、子ども達一人ひとりが安心して放課後を過ごせるよう、家庭と協力しながら支援を行っています。

区立小学校内に学童クラブを開設します

令和6年4月より、区立小学校内に学童クラブ（学校内学童クラブ）を設置し、学童クラブ所属児童と放課後子ども教室（プレディ）所属児童が、放課後に使用できる教室等を活用し職員の見守りのもと一緒に過ごすことができる「プレディプラス」事業を実施しています。令和7年度は、中央小学校、久松小学校、月島第二小学校で新たに実施します。

令和8年度の学校内学童クラブ開設（予定）

令和8年4月1日 明石小学校 明正小学校 日本橋小学校 有馬小学校
 佃島小学校 月島第三小学校

申請手続きについて

※本誌の内容は、区のホームページにも掲載しています。

利用申請は年度ごとに必要です。翌年度の利用を希望する場合は、現在、利用中の方も改めて申請する必要があります。



児童館学童クラブ・学校内学童クラブ申請受付について

随時受け付けております。

1 持参による受付

第一希望の学童クラブ（※3頁参照）に直接、保護者の方が必要書類を提出してください（休館日を除く。）。提出の際、申請書類が全て揃っていることを確認させていただきます。

2 郵送による受付

下記の宛先へ提出してください。

〒104-8404
東京都中央区築地1-1-1
「中央区 放課後対策課 放課後支援係」

※ 郵便事故などによる書類の紛失を防ぐために、特定記録郵便などの利用をお願いします。

※ FAX・メールでの提出は受け付けていませのでご注意ください。

【学童クラブとプレディの違い】

事業 種別	学童クラブ ＜放課後児童健全育成事業＞		プレディ ＜放課後子ども教室＞
	児童館学童クラブ	プレディプラス ※1	プレディ
		学校内学童クラブ	
実施 場所	区立児童館（8館）	区立小学校（7校） ※中央小学校、京橋築地小学校、久松小学校、月島第一小学校 月島第二小学校、豊海小学校、晴海西小学校	区立小学校 （6校）
特徴	保護者が就労等の理由で放課後に家庭での保護育成が受けられない 児童に対し生活の場を提供します。		児童が安全に安心して自主学習、自 由遊びを行える居場所を提供します。
利用 対象	中央区内の小学校に在学している児童 又は区内に居住し、区の区域外の小学校 に在学している1～6年生	当該小学校に在学又は当該小学校学区内に居住する1～6年生 ※「申込可能な学童クラブ」参照	
定員	あ り		な し
利用条件	あり （保護者の就労等）		な し （午後5時以降利用する場合は就労要件あ り）
利用料	無 料 （午後6時以降利用する場合は利用料あり）		
おやつ	あ り ※2		な し （午後5時以降利用する場合はあり）※3
利用 申請 方法	申請書、勤務証明書等を希望する学童クラブへ提出（単年度制）		申請書等を利用するプレディへ提出 （単年度制）
利用 時間	【平日】放課後～午後6時 【土曜日】午前8時30分～午後5時 【学校休業日】 午前8時30分～午後6時 【休室日】 日曜日、祝日、 年末年始（12/29～1/3） ※保護者の就労等特別な事情がある場合 は最長午後7時30分まで延長可能（土 曜日を除く）	【平日】放課後～午後6時 【土曜日・当該学校休業日】 午前8時30分～午後6時 【休室日】※4 日曜日、祝日、年末年始 （12/29～1/3） ※保護者の就労等特別な事情がある場 合は最長午後7時30分まで延長可能 （土曜日を除く）	【平日】放課後～午後5時 【土曜日・当該学校休業日】 午前8時30分～午後5時 【休室日】※4 日曜日、祝日、年末年始 （12/29～1/3） ※保護者の就労等特別な事情がある場合 は最長午後7時30分まで（土曜日は午後6時 まで）延長可能

※1 学校内学童クラブ登録児童とプレディ登録児童と一緒に活動します。

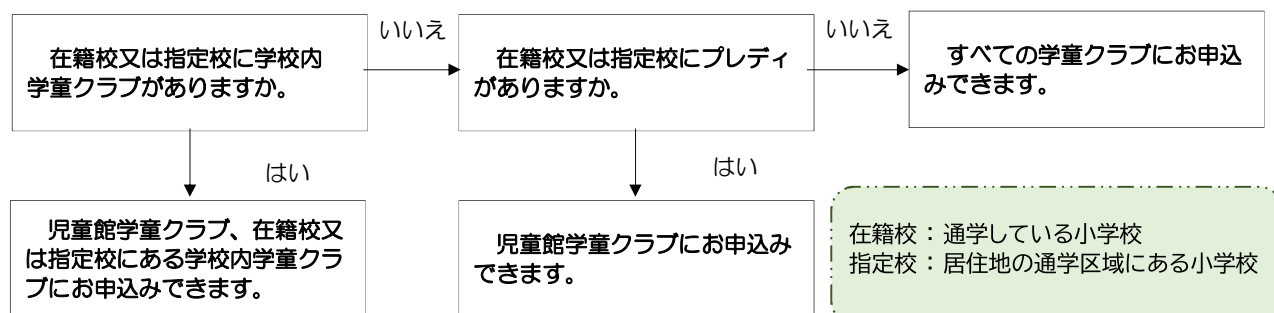
※2 保護者の会が主体で運営されており、おやつ代がかかります。

※3 保護者が運営するおやつ会の入会が必要になり、おやつ代がかかります。

※4 当該学校行事等により臨時にお休みする場合があります。



【申込み可能な学童クラブ】



受付場所・時間・募集定員

持参する場合：希望する学童クラブ又は受付場所に書類を提出してください。

郵送する場合：「中央区 放課後対策課 放課後支援係」（※1頁参照）に 郵送してください。

児童館学童クラブ		募集定員	住 所	電話番号	受付時間
公設 公営	築地学童クラブ (築地児童館内) ※1	40名	築地7-9-17	(3544) 0127	午前9時から 午後5時まで ※祝日、年末年始 (12/29~1/3) はお休み
	浜町学童クラブ (浜町児童館内)	40名	日本橋浜町3-37-1	(3669) 3386	
	月島学童クラブ (月島児童館内)	90名	月島4-1-1	(3533) 0885	
※設 3 民 営	新川学童クラブ (新川児童館内)	80名	新川2-13-4	(3553) 2084	午前9時から 午後7時30分まで ※祝日、年末年始 (12/29~1/3) はお休み
	堀留町学童クラブ (堀留町児童館内) ※2	45名	日本橋堀留町1-1-1	(3661) 8937	
	佃学童クラブ (佃児童館内)	100名	佃1-11-1	(3531) 7811	
	勝どき学童クラブ (勝どき児童館内)	100名	勝どき1-8-1	(3531) 3250	
	晴海学童クラブ (晴海児童館内)	120名	晴海2-4-31	(3534) 3021	

※1 築地児童館は、令和7年7月(予定)からの改修工事に伴い、活動場所の変更を予定しています。

※2 堀留町児童館は、改修工事に伴い、活動場所の変更を予定しています。

※3 運営事業者 新川学童クラブ、佃学童クラブ・・・株式会社ポピンズエデュケア
堀留町学童クラブ、晴海学童クラブ・・・ライクキッズ株式会社
勝どき学童クラブ・・・株式会社グローバルキッズ

学校内学童クラブ		募集定員	住 所	電話番号	受付時間
公設 4 民 営	中央小学童クラブ (中央小学校内)	40名	湊1-4-1	(3551) 0522	＜平日＞ 午後2時から 午後7時まで ＜土曜日・当該学校休業日＞ 午前9時から 午後5時30分まで ※日曜日、祝日、年末年始 (12/29~1/3) はお休み
	京橋築地小学童クラブ (京橋築地小学校内)	65名	築地2-13-1	(3545) 2843	
	久松小学童クラブ (久松小学校内) ※5	40名	日本橋久松町7-2	(3663) 7045	
	月島第一小学童クラブ (月島第一小学校内)	60名	月島4-15-1	(3531) 4746	
	月島第二小学童クラブ (月島第二小学校内)	40名	勝どき1-12-2	(3531) 1045	
	豊海小学童クラブ (豊海小学校内)	85名	豊海町3-1	(3534) 1300	
	晴海西小学童クラブ (晴海西小学校内)	180名	晴海5-3-5	(3520) 8552	

※4 運営事業者 京橋築地小学童クラブ、中央小学童クラブ、月島第一小学童クラブ

・・・株式会社ポピンズエデュケア

月島第二小学童クラブ、豊海小学童クラブ ・・・株式会社グローバルキッズ

久松小学童クラブ、晴海西小学童クラブ ・・・ライクキッズ株式会社

※5 久松小学童クラブは、改修工事に伴い、活動場所の変更を予定しています。

申請資格

小学校に在学している児童のうち、保護者の就労、疾病等の理由により、家庭において適切な保護を受けることができない児童であって、次の区分に応じた要件をみたすもの。

① 児童館学童クラブ

区立小学校に在学している児童又は区内に居住し、区の区域外の小学校に在学している児童。

② 学校内学童クラブ

学校内学童クラブのある小学校に在学している児童、または、当該小学校の通学区域内に居住する児童。

在籍校と指定校の双方に学校内学童クラブ又はプレディがない場合は、2頁 「申込み可能な学童クラブ」をご覧ください。

※1 「ベネッセ学童クラブ月島」「ベネッセ学童クラブ晴海」「キッズクラブ・日本橋」に申請されている方（決定・待機問わず）も申込みは可能です。（併願制）

※2 公設学童クラブ、ベネッセ学童クラブ月島、ベネッセ学童クラブ晴海、キッズクラブ・日本橋、子どもの居場所「プレディ」との重複登録はできません。

※3 各学童クラブにおいて、募集児童数を超える申込みがあった場合は、区内に在住（生活の本拠地として寝起きする場所）の児童を優先します。

※4 保護者の方が育児休業を取得している場合には、申込み対象となりません。

また、学童クラブを利用している場合であっても、育児休業取得時点で利用することができなくなります。

なお、育児休業から4月中に復職予定の方は、申込み対象となります。

年度途中で育児休業から復職する場合は、復職月の1日から申請することができます。

提出書類

以下の書類から、自身に該当する書類を提出してください。

- ① 学童クラブ利用申請書（全員）
- ②-1 家庭で保護することができない状況を証明する書類（全員）
- ②-2 自営の方が事業を営んでいることを証明する書類（自営の方）
- ③ 児童やご家族に関する書類（児童やご家族に事情のある方）
- ④ 転入の予定を確認できる書類（転入予定の方）
- ⑤ 学童クラブ延長利用申請書（午後6時から午後7時30分までの延長利用希望の方）
- ⑥ 学童クラブ申請提出書類チェックシート（全員）

※ 「ベネッセ学童クラブ月島」「ベネッセ学童クラブ晴海」「キッズクラブ・日本橋」に申請されている方は、①以外の書類の併用が可能です。詳しくは施設へお問い合わせください。



【各提出書類について】

① 学童クラブ利用申請書（全員）

申込みの基本になる書類です。鉛筆や消せるボールペン、修正テープ等は使用しないでください。

②-1 家庭で保護することができない状況を証明する書類（全員）

申請資格を確認するものですので、①の「学童クラブ利用申請書」とあわせて提出してください。提出がない場合は、審査の対象となりません。

下表を参照の上、保護者の状況に応じた必要書類を提出してください。

保護者の状況		必要書類（発行日から3か月以内）	
就 労 (内定含む)	外 勤	勤務（内定）証明書【外勤用】	勤務（内定）証明書は、勤務先のご担当者記入してもらってください。
	自 営	「勤務（内定）証明書【自営用】」及び「事業を営んでいることを証明する書類」（※6頁②-2を参照してください）	
出 産		申立書、母子健康手帳の写し (表紙と分娩予定日が分かるページの写し)	「申立書」は区のホームページからダウンロードしてください。
疾病・障害		申立書、診断書又は意見書の写し（病名、症状、回復見込みなど保育ができない旨の記載があるもの） 障害者手帳の写し (氏名、障害名、等級の記載があるもの)	
看護（介護） ※原則、同居親族の場合です。		申立書、看護・介護が必要な状況が分かる書類 (介護保険証や入院証明書など)	
求 職		申立書、離職票等の写し（お持ちの方） ※就労後は勤務証明書の提出が必要です。	
就 学		就学予定の方・・・申立書 就学予定証明書の写し	
		在学している方・・・申立書 学生証の写し、履修時間が分かるもの（時間割の写し等）	

- ・ 単身赴任の場合は、遠隔地に住んでいることを証明できる書類（賃貸借契約書、直近3か月分の公共料金の領収書、辞令の写し等）が必要です。提出がない場合、審査基準において優先順位5番は適用されません。
- ・ 出産による学童クラブのご利用期間は、出産月とその前2か月及び出産日から数えて8週間を経過した日の翌日が属する月の末日までです。
- ・ 審査に関しては、申請時の状況で審査いたします。
- ・ 各提出書類の記載内容に変更があった場合は、申請した学童クラブにご相談ください。

勤務証明書等の提出について

「勤務証明書」等、家庭で保護することができない状況を証明する書類は、申請資格を確認するものなので、提出がない場合は審査の対象となりません。締切日までに学童クラブ利用申請書と合わせてご提出いただきますようお願いします。「勤務証明書」等は勤務先の都合により交付に時間がかかる場合がありますので、余裕を持ってご準備ください。



②-2 自営の方が事業を営んでいることを証明する書類（自営の方）

次表のAグループ（会社やお店の所在等を確認できる書類）と、Bグループ（継続して働いていることがわかる書類）の中から、それぞれ提出可能なものをひとつずつお選びいただき写しを提出してください。

Aグループ	Bグループ	
会社やお店の所在等を確認できる書類 ●税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書 ●営業許可書 ●登記事項証明書 ●事務所やお店を開業していることがわかるパンフレット・チラシ・ホームページのコピーなど	継続して働いていることがわかる書類 （直近3か月分を提出してください。なお、復職予定で申込む方は、休職前の3か月分を提出してください。）	
	自営中心者	自営協力者
	●営業上必要な材料等の仕入伝票 （各月2、3枚ずつ） ●商品等販売代金の請求書、領収書 ●請負契約書 ●給与明細書・報酬の記録 （報酬が振り込まれた通帳など） ●賃金台帳 ●出勤の記録（タイムカードなど） ●通勤記録 ●事業所名が記載された公共料金領収書 など	●給与明細書・報酬の記録 （報酬が振り込まれた通帳など） ●賃金台帳 ●出勤の記録（タイムカードなど） ●通勤記録 ●就労状況申告書 （スケジュールの記録） など
危険有害物等追加書類 職場と住居が同一で危険有害物等（刃物・劇薬・火気・機械を扱う業種等）を取り扱っている場合は、追加書類を提出してください。 ●危険有害物等の写真・職場と住居の間取り図（手描き可）		

③ 児童やご家族に関する書類（該当する場合のみ）

児童やご家庭の状況に合わせて書類の写しを提出してください。
審査基準において加算や優先の対象となる場合であっても、書類の提出がなければ対象になりません。



児童が障害者手帳・証書等を所持している場合 （いずれかの写しひとつ）	身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、医師の診断書、障害児通所受給者証 など
ひとり親家庭 （いずれかの写しひとつ）	児童扶養手当証書、戸籍全部事項証明書（受理証明書）、事件係属証明書（調定期日通知書） など
生活保護受給世帯 住民税非課税世帯 （いずれかの写しひとつ）	生活保護受給証明書、令和6年度住民税非課税証明書（世帯員分） ※住民税を申告していない場合は、申告の上、非課税証明を提出してください。

④ 転入の予定を確認できる書類（転入予定の方）

申請時に、転入誓約書と不動産売買（賃貸）契約書の写しを提出してください。

ただし、利用にあたっては利用開始日の前日まで（令和7年4月1日から利用の場合は、令和7年3月31日まで）に中央区への転入手続きが完了することが条件となります。

転入誓約書は区のホームページからダウンロードできます。

また、区内居住の事実を確認するため公共料金の領収書等を提示していただくことがあります。

⑤ 学童クラブ延長利用申請書（希望される方）

月曜日から金曜日の午後6時から午後7時30分までの延長利用を希望される方は事前に区から承認を受けておく必要がありますので、「学童クラブ延長利用申請書」を提出してください。

⑥ 学童クラブ申請提出書類チェックシート（全員）

本シートは、提出書類に不備が生じないように確認するシートです。

調整指数に関する書類などが不足している場合、**調整指数表の調整指数は適用されません。**

そのため、必ず本シートにて必要書類を確認し、申請書などの書類と併せて本シートをご提出ください。

【利用児童の決定】

申請書類の審査

利用児童は、別紙「中央区学童クラブ利用審査の基準」に基づき提出された書類を審査し決定します。書類提出後、必要に応じて状況をお尋ねしたり、追加書類の提出をお願いすることがあります。

なお、申請資格を満たしていても、定員を超えた申請があった場合は、ご希望に添えないことがあります。

結果通知

申請者には審査結果を文書により通知します。

【保留通知が届いた場合】

保留通知に記載されている学童クラブの待機となります。

待機中に申込時と状況が変わった場合は、必ず学童クラブへご連絡ください。

【学童クラブ利用について】

開設日 月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始及び国民の休日等を除く。

学校内学童クラブは当該学校行事等によりお休みする場合があります。

利用期間 利用承認日～令和8年3月31日



利用時間 月曜日から金曜日

①児童館学童クラブは、放課後から午後6時まで（学校休業日は午前8時30分から）

②学校内学童クラブについては、当該学校の放課後から午後6時まで

（学校休業日は午前8時30分から）

土曜日：午前8時30分から午後5時まで（学校内学童クラブは午後6時まで）

※ 利用時間は、保護者の勤務時間に通勤時間を加えた時間となります。

勤務の都合等によりやむを得ず午後6時を超えて利用する必要がある場合には、

午後7時30分まで利用できます。（別途、延長利用申請書の提出が必要です）

なお、午後6時以降のご利用の場合は、必ずお迎えが必要となります。

費用

無料です。

ただし、入会される全ての方に、傷害・賠償責任保険にご加入いただきます。（年600円/1人）

加入手続き等は各学童クラブで行います。（支払い方法につきましては別途おしらせします）

また、午後6時以降ご利用の場合、延長利用料（1回400円、月上限5,000円）がかかります。

延長利用料の支払い方法につきましては、**口座振替をご利用ください。**

なお、生活保護世帯や住民税非課税世帯となる場合は、免除になります。（別途申請が必要です）

各学童クラブには保護者の会があり、おやつ代、会費等が必要です。

また、児童が入退室した場合、保護者にメールでお知らせする入退室管理システムを導入してい

ます。利用料は無料ですが、受信にかかる費用は負担していただきます。

その他

① 延長利用料に滞納（兄弟姉妹分を含む）があると、利用できない場合（調整指数表の番号9を適用）があります。申請時までには納付してください。

② 学童クラブでは出席後の一時外出は認めていません。塾や習い事等に通う場合は退室になり再度学童クラブを利用することはできません。

学校から塾や習い事に行き、その後、学童クラブを利用することもできません。

また、学童クラブの利用が週3日以上ない方は、申請をなるべくご遠慮ください。

③ 学童クラブでは保護者の会と連携しておやつを実施しています。おやつの運営につきましては、保護者の会が主体となっておりますのでご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

④ 学童クラブは、「児童虐待の防止等に関する法律」により、虐待に気づいたとき、虐待のおそれがあるときや虐待の通報が入ったときは、速やかに子ども家庭支援センターや児童相談所へ通告する義務があります。

⑤ お子さんに障害があるなど、学童クラブの利用に不安をお持ちの方はご相談ください。

問い合わせ先

【令和7年度利用児童募集、その他各学童クラブに関すること】

直接、利用を希望する学童クラブ（3頁参照）へお問い合わせください。

【学童クラブ全般に関すること】

放課後対策課放課後支援係 03（6278）8359

午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日・年末年始を除く）